

1 議事日程(第1号)

(令和元年第5回久山町議会12月定例会)

令和元年12月6日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

粕屋南部消防組合議会報告

日程第4 議案第57号 久山町教育委員会教育長の任命同意について (町長提出)

日程第5 議案第58号 久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第6 議案第59号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第7 議案第60号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第8 議案第61号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

日程第9 議案第62号 久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約について (町長提出)

日程第10 議案第63号 指定管理者の指定について (町長提出)

日程第11 議案第64号 令和元年度久山町一般会計補正予算(第3号) (町長提出)

日程第12 議案第65号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (町長提出)

日程第13 議案第66号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (町長提出)

日程第14 議案第67号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第2号) (町長提出)

日程第15 議案第68号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算(第2号) (町長提出)

日程第16 請願第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討すること

を国に働きかける意見書の提出を求める請願

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

1番	山野久生	2番	清永義弘
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
健康課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	教育課長	森裕子
町民生活課長	矢山良寛	税務課長	佐々木信一
産業振興課長	久芳義則	魅力づくり推進課長	川上克彦
福祉課長	稲永みき	財政課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただ今から、令和元年第5回久山町議会12月定例会を開会いたします。

まず初めに、町長よりご挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 皆さんおはようございます。本日ここに12月定例議会を招集しましたところ、議員全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

元号改正により、今年5月1日から令和元年となった2019年も残すところあと一月足らずとなりました。今年1年を振り返りますと、まずは東アジアにおけるわが国の周辺では、北朝鮮問題が背景にある中で、今年8月、突如日本政府が発表した韓国に対する輸出規制強化の制裁措置に対して、韓国政府はその対抗措置として日韓で締結しているG S O M I Aの破棄を発表しました。これにより日韓問題は、経済問題だけでなく、日米韓の安全保障にかかわる同盟関係まで発展し、一時は安全保障を目的とした日米韓の同盟関係に亀裂が入るのではと心配されましたが、韓国政府が期限間際でG S O M I A破棄の延長を表明したことにより、最悪の事態は免れました。しかしながら、依然両国の主張の隔たりは変化しておらず、事態の改善收拾にはまだまだ時間を要するものと思われまふ。が、しかし、現状の双方傷つけ合つての対峙は、互いにダメージを与えるのみならず、結果として第三者に漁夫の利を与えることにもなりかねないのではと危惧いたしております。一刻も早く積極的かつ発展的な解決策を見いだすことが、両国の多くの国民が願っていることではないかと感じています。

次に、国内にあっては、2016年の熊本大地震、2017年の九州北部豪雨、そして昨年2018年の西日本豪雨では、3年連続して特別警報が発表され、大規模な自然災害をもたらしましたが、これら被災地の災害復旧が現在懸命に進んでいる中で、今年もまた関東から東北地方にかけて台風15号および18号等による甚大な自然災害が発生しました。現在、全国各地の被災自治体からは、役場職員の人的支援要請が続く中、地元福岡県では、九州北部豪雨で甚大な被害に遭った朝倉市や東峰村からの職員派遣要請が今も引き続き出されております。長期化する復旧支援に対し、現状どの自治体も分担してこれに應えるのが精いっぱい状況にあります。従って、福岡県町村会としましては、引き続き各自治体間で協力しながら、今後も朝倉市、東峰村への支援要請を優先として対応していく方針を決定いたしました。

一方、明るい出来事もたくさんありましたが、中でも、来年の東京オリンピック、パラ

オリンピック開催を前に、本年日本で開催されたラグビーワールドカップにおける日本代表の熱いプレーと活躍は、今年最も多くの日本人を感動させた出来事でした。そして、史上初めてワールドカップベスト8に輝いた日本代表チームのスローガンであった「ONE TEAM（ワンチーム）」が今年の流行語大賞に選ばれました。

次に、町行政についてですが、今年4月から町の公共交通体系を大きく改革し、町内を循環するイコバスと併せて、トリアス久山～JR篠栗駅間を基軸としたコミュニティーバス路線を併設するといった町独自の新たな公共交通体系を構築したところであります。バスの台数の増や、路線便の増などによって、まだまだ100%ではありませんが、町民の方からは利用しやすくなった、便利がよくなったとの声をいただいております。

次に、草場地区の再開発事業では、第1工区におけるモデル住宅の完成に合わせて、10月に販売PRとモデルハウスの内覧会を兼ねたCO-VILLAGE桜の丘まちびらきを行いました。おかげさまで第1工区の宅地は、パートナー企業との契約宅地部分を含めすべて販売完了の見込みとなりました。

次に、グローバル人材育成の一環として教育委員会で進めています「未来パスポート事業」は、幼・保・小・中学校の連携のもとに進めていただいておりますが、現在着実にその成果が表れているといった報告を受けています。今後も実績とその効果を検証していきながら、さらに発展させていきたいと考えています。

そしてまた、空き家活用対策の一環としてスタートした「そらや」では、現在民間人や起業家など4社が参加し、地域住民との交流を初め、外部の人々との交流の機会を深めるなどの活動が行われていますが、そのほかにも自然環境を保全し、健康を柱としたこれまでの本町独自のまちづくりが、持続性あるまちづくりとして、今、外部にも注目されつつあります。このたび民間からも、将来の地域社会の課題解決につながる取り組みについて提案をいただいております。その一つとして、公共交通と異なる普段の生活、例えば、農業や観光等の身近な移動手段を含む地域の暮らしの維持や課題の解決に向けてトヨタ自動車と一緒に考えていくプログラムをスタートさせる方向で現在進めております。このようなモビリティに対する取り組みは、健康のまちづくりを推進していく上でも重要な要素の一つになると考えられます。町の子どもたち、中学生を予定しておりますが、子どもたちにもぜひ参加していただきたいと思っております。

さて、本12月議会に提案します案件は、久山町教育委員会教育長の任命同意に関する人事案件のほか全部で12の案件をお願いするものでございます。詳細については担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議会の冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、1番山野久生議員および2番清永義弘議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間としたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から12月17日までの12日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。

清永議員。

○2番（清永義弘君） おはようございます。それでは、粕屋南部消防組合議会の報告をいたします。去る10月31日に開催された令和元年第4回粕屋南部消防組合議会臨時会についてご報告いたします。

議会は監査委員の選任同意1件の議案が上程されました。議案の内容につきましては、議案第20号で識見監査委員の川上正俊氏の任期満了に伴い、後任委員の選任について議会の同意を得るもので、新たな監査委員として、宇美町の藤野莞嗣かんじ氏が選任され、全員賛成で同意されました。

以上、臨時会の議案に提案された議案につきまして、概要を説明いたしました。資料

を議員控室に置いておりますので、必要があれば参考としていただければと思います。

これで南部消防組合議会の報告を終わります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第57号 久山町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第57号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第57号久山町教育委員会教育長の任命同意についてご説明をいたします。本案は、久山町教育委員会教育長である安部正俊氏の任期が令和2年1月4日をもって任期満了となるため、久山町教育委員会教育長の任命同意についてご提案するものでございます。今回久山町教育委員会教育長に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いいたします方は、再任となりますが、住所は糟屋郡久山町大字猪野1062番地、氏名、安部正俊氏で、生年月日は昭和34年8月24日でございます。

提案理由の詳細につきましては議案説明会において担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第58号 久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第58号久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第58号久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年久山町条例第17号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第59号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第60号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第61号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第59号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第61号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴う条例改正議案のため一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第59号久山町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括してご説明いたします。

議案第59号から議案第61号の3議案につきまして、令和元年8月7日付けの人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第52号）および一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）が施行されたことに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第62号 久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第62号久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工

事請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第62号久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約についてをご説明いたします。

本案は令和元年6月議会において議決を得た久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。変更点でございますが、1、契約の目的、久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約。3、請負代金変更前2億9,370万円、うち消費税相当額2,670万円、変更後2億9,628万2,800円、うち消費税相当額2,693万4,800円となります。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第63号 指定管理者の指定について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第63号指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第63号指定管理者の指定についてお願いするものでございます。本案は、久山町文化交流センターに係る指定管理者について次のように指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。施設の名称は久山町文化交流センター。所在地は福岡県糟屋郡久山町大字久原2,603番地1。指定管理者となる団体は、株式会社ミカサ代表取締役倉重一男、福岡市博多区博多駅東1丁目16番14号。指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日。提案理由は、令和2年3月31日で期限が終了する現在の久山町文化交流センターの指定管理者の次の指定管理者を指定するためでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第64号 令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第64号令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第64号令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額55億3万9,000円に歳入歳出それぞれ1,020万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,024万4,000円とするものでございます。歳出の増額した主たるものは、令和元年8月7日付けの人事院勧告の実施を含む人件費等補正として355万1,000円の増、ふるさと応援寄附管理委託料等として957万円の増、障害者自立支援給付費1,046万円の増、後期高齢者医療事業費698万円の増、<sup>じんかい</sup>塵芥処理費142万円の増、荒廃森林再生事業費582万1,000円の増、道路維持費303万円の増、交通安全対策特別交付金事業費100万円の増、町営住宅管理費120万円の増、教育振興一般経費231万円の増、文化交流センター管理運営事業費344万9,000円の増などでございます。一方、歳出の減額した主たるものとしましては、たばこ税交付金4,715万9,000円の減、敬老事業費57万5,000円の減、参議院議員選挙費10万6,000円の減でございます。財源となります歳入は国県支出金、繰越金、寄附金などでございます。

詳細につきましては議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第65号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第65号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額10億673万3,000円に歳入歳出それぞれ326万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億999万4,000円とするもの  
でございます。歳出の補正につきましては、システム改修委託料の315万2,000円の増額補  
正が主なものでございます。その主な財源といたしましては、歳入補正ですが、同額の  
315万2,000円が国から国庫補助金として入ってまいります。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決  
していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第66号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第66号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いするも  
のでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億5,867万6,000円に歳入歳出それぞれ4万  
1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,871万7,000円とするも  
のでございます。歳出補正につきましては、職員給与等の人件費の補正でございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決  
していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第67号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第67号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算  
（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第67号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算  
（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするも  
ので、既決の公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額3億9,702万  
9,000円に244万円を増額し、収益的支出の予定額を3億9,946万9,000円とするものでござ

います。また、既決の公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額1億7,906万円に491万3,000円を増額し、資本的収入の予定額を1億8,397万3,000円とし、資本的支出の予定額3億5,930万4,000円に3万円を増額し、資本的支出の予定額を3億5,933万4,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,536万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,101万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,434万7,000円で補てんすることといたしております。また、令和元年8月7日付けの人事院勧告に伴う収益的支出の職員給与費を15万円増額するものでございます。

詳細につきましては議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第68号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第68号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第68号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既決の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億1,985万5,000円に21万6,000円を増額し、収益的支出の予定額を2億2,007万1,000円とするものでございます。また令和元年8月7日付けの人事院勧告に伴う収益的支出の職員給与費を21万6,000円増額するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 請願第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願

○議長（阿部文俊君） 日程第16、請願第4号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願を議題とします。

本件について紹介議員より趣旨説明を受けます。

本田議員。

- 6番（本田 光君） 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願書について説明をいたします。

高齢化が進む中、介護従事者の人材確保、離職防止対策が喫緊の課題となっております。労働団体が実施した「介護施設に働く労働者のアンケート」（2014年）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっております。介護の従事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」44.7%、「仕事が忙しすぎる」36.9%、「体力が続かない」30.1%となっております。

「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いております。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっております。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきであります。しかし、現実には、職員体制の充実は、事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらに介護報酬引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしております。

以上の理由から、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）の新設を求めることが必要であります。従って、本請願を付託されました委員会、また本会議におきまして採択していただき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

- 議長（阿部文俊君） 本請願は、久山町議会会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時3分